離婚後の共同親権 閣議決定

民法など改正案 DV対策拡充

政府は8日、離婚後も父母双方に親権を認める「共同親権」を原則とする民法などの改正案を閣議決定した。ドメスティックバイオレンス（DV）対策など離婚後の家族に対する支援策も拡充する。成立すれば、離婚後の親権に関する家族法制改正は77年ぶり。令和8年までに施行される。

＝2面に櫻井氏寄稿、3面に「判断基準焦点」

政府によると、両親が離婚した未成年の子は昭和35年に約7万人だったが、令和3年には約18万人に増加。一方、別居親から養育費が支払われない事例や別居親と子の交流が実現しない事例が後を絶たず、対策を求める声が高まっていた。

改正案では養育を両親の「責務」と定め、親権は子の利益のために行使するものと明記する。

共同親権

親権は、未成年の子の身の回りの世話・教育といった身上監護や、財産を管理する権利の総称で、義務の性質もあるとされる。現行民法は、婚姻中は父母の共同親権を認める一方、離婚後は父母の一方のみを親権者とする単独親権しか認めていない。離婚後の共同親権は米国や中国、欧州各国などで認められる一方、インドやトルコでは認めていない。

離婚後は父母どちらかの単独親権を義務付けてきた現行規定は改め、父母の同意があれば原則、共同親権を認める。同意がない場合は家庭裁判所に決定を委ね、DVや虐待などの恐れがある場合は単独親権とする。

法施行前に離婚した父母にも共同親権を認める。

民法などの改正案のポイント

- 子の養育を親の責務と明記
- 離婚後、両親が同意すれば双方が子の親権を持つ「共同親権」が原則に
- ドメスティックバイオレンスや虐待などがある場合は単独親権
- 養育費に「先取特権」を付与、「法定養育費」も導入
- 家庭裁判所が審判の過程で別居親と子の交流を促せる制度を新設

共同親権の場合でも、DVからの避難など単独で親権を行使できる要件を明確化。親権に関する父母の対立を調整する裁判手続きも新設する。

養育費は他の債権者よりも優先して支払いを受けられる特権を付与し、最低限、支払うべき金額も設定。家裁が早い段階で別居親と子の交流を促せる規定も整備する。

実質「単独」維持ではないか

櫻井よしこ氏寄稿

たとえ両親が離婚しても、子供はふた親の愛を受けて育つべきだ。両親は自分が親権をとろうがとるまいが、子供に愛を注ぎ養育に責任を持つ義務がある。これは世界の先進国の常識である。

しかし、政府が8日閣議決定した「共同親権」導入を柱とする民法などの改正案は共同親権とは名ばかりの実質単独親権制（離婚時に父母の一方のみを親権者とする制度）を温存するものだ。

政府案の欠陥の第一は、選択的共同親権制（父母の合意によって父母の一方が親権を放棄できる仕組み）を採用したことだ。親権は父母の権利でもあるが前述のように子供への義務、責任である。子供を産んだ以上、その子が成人するまで養育の責任は父と母にある。しかし、政府案は父母の責務を定めているものの、父母の合意で一方の親に親権放棄を認めている。

子供にとってこれがどれほど残酷か。選択的共同親権は父母の一方が放棄だが、子を養育する権利のことだ。居所指定権は子をどこに住まわせるかを決める権利で、この2つが親権の中核的要素である。

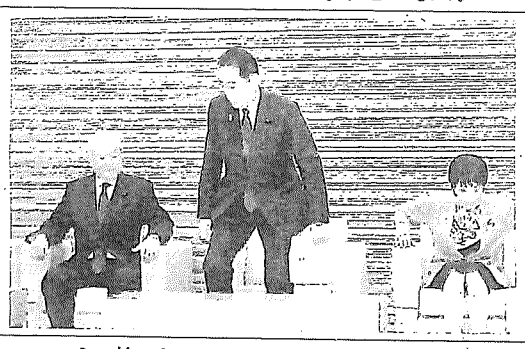

閣議に臨む岸田文雄首相（中央）＝8日、首相官邸（春名中撮影）

離婚時に親権者となったとしても監護者に指定されなければ、その親は子育てから排除されたり突然子を連れ去られたりしても、抵抗できない。監護者になれなかった親は親権を奪われたに等しい。

第三に、「子の利益のため、父母が共同して親権を行うことが困難」だと裁判所が判断すれば、一方の親から親権を剝奪してもよいとしている点だ。離婚する夫婦の間には強い葛藤があり制度で強制しない限り、力を合わせて親権を全うすることができない事例が多く、裁判になりがちだ。政府案に従えばこれら大半の事例に関して裁判官の裁量で父母の一方から親権を剝奪できることになる。単独親権制をとっている今の裁判所の運用と何も変わらない。

政府案は先進国の全てが採用している共同親権制度を表向き導入するかのように装い、事実上単独親権制度の維持を図る結果になる。狡猾（こうかつ）な騙（だま）しではないか。

共同親権制度の大前提は「夫婦の縁の切れ目を親子の縁の切れ目にしてはならない」ということだ。児童虐待などがある場合を除き、親は婚姻中であろうとなかろうと、子供との絆を断つことは認められない。子供は両親の愛と保護を受ける権利があり、共同親権は子供にとっての権利であることを忘れてはならない。子供から親の一人を奪う政府案は子供、親、祖父母など家族全員にとっての悲劇であるとともに、日本を国際社会の異常な国に据えおくものだ。